

関川村 農地(田)賃借料情報

令和 2年 3月 1日

関川村農業委員会

関川村農業委員会では、農地法第52条に基づき農地の賃借料を公表しています。データは、平成31年1月から令和元年12月に締結（公告）された契約の賃借料から算出したものです。

賃借料を決定する際は、この賃借料情報を参考に、圃場条件（日照や水利等）を踏まえ両者で十分な話し合いを行い、お互い納得の上、決定してください。

- ※ データの中には、土地改良区の維持管理費等を含めて支払う契約もあります。
- ※ 平均に比べ著しく低額、または高額な取引（平均±7割を超えるもの）は除いています。
- ※ 金納については、100円未満を四捨五入してあります。

(10aあたり)

地区名	区分	平均	最高	最低	最 多		全データ数
						データ数	
両 関 四ヶ字	金納	11,600円	19,600円	10,000円	11,400円	38筆	111筆
	物納	55kg	66kg	30kg	60kg	10筆	22筆
霧 出	金納	11,800円	15,000円	6,200円	9,800円	58筆	108筆
	物納	58kg	90kg	30kg	60kg	47筆	118筆
七ヶ谷 九ヶ谷	金納	8,200円	9,600円	7,700円	8,000円	6筆	10筆
	物納	55kg	78kg	30kg	60kg	21筆	51筆
湯 沢 川 北	金納	13,100円	17,800円	9,200円	15,300円	44筆	128筆
	物納	59kg	90kg	30kg	60kg	94筆	137筆
女 川	金納	13,800円	22,900円	5,000円	12,600円	98筆	218筆
	物納	55kg	90kg	30kg	60kg	130筆	156筆

【契約期間中の方へ】

- 以下の契約をされている方は、ご注意ください。
「転作を加味する契約としている」⇒ 平成30年から生産調整が廃止となっているため、現在は、小作料の合計額（数量）のとおりの支払となります。
- 契約期間中に、契約内容（賃借料等）を見直し、変更することは届出により可能です。（借り手・貸し手の両者合意が前提となります。）
契約内容を変更したい場合は、その旨、農業委員会へご相談ください。

お問い合わせ先：関川村農業委員会事務局（電話 64-1447）